

社会生活基本調査にご協力をお願いします

総務省統計局では、10月20日現在で社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の配分や自由時間における主な活動について調査し、仕事や家事に費やされる時間、地域活動との関わりなど国民の社会生活の実態を明らかにすることにより、各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

今回の調査では、多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和の実現が求められている一方で、情報通信機器の急速な普及や新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式も変化している中で、より的確に国民の社会生活の実態を捉えることをねらいとしています。

調査をお願いする世帯には、10月上旬から中旬にかけて、調査員が伺い、調査書類をお配りします。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

問 茨城県政策企画部統計課（人口労働担当） ☎029-301-2649

令和3年 秋の全国交通安全運動について

スローガン 【暗い道 あなたを守る 反射材】
運動期間 【9月21日(火)～9月30日(木)】

広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

【重点項目】

1. 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

○歩行者は道路横断等の交通ルールを遵守しましょう。車両のドライバーは歩行者を見かけたら十分注意し、歩行者の保護を意識しましょう。

2. 夕暮れ時と夜間の事故防止と歩行者等の保護など安全意識の向上

○夕暮れ時や夜間の外出の際、歩行者・自転車等利用者は反射材を着用し、ドライバーはハイビームを活用した運転を心がけ、交通事故防止に努めましょう。

3. 自転車の安全確保と交通ルール遵守の徹底

○自転車に乗るときは、自動車と同じく交通ルールを遵守し、傘差しやヘッドホン使用をやめ、「自転車安全利用5則」を徹底しましょう。

4. 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶

○飲酒運転やあおり運転等の妨害運転は、悪質で非常に危険な運転行為です。飲酒運転等を絶対許さない環境作りや思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った運転の必要性を再認識し、危険運転は絶対にやめましょう。

【自転車安全利用5則】

①自転車は、車道が原則、歩道は例外 ②車道は左側を通行 ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行
④安全ルールを守る（飲酒運転・二人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認） ⑤子供はヘルメットを着用

【実施機関等】

常陸大宮市交通安全対策推進協議会・大宮地区交通安全協会・常陸大宮市交通安全母の会連絡協議会・大宮地区安全運転管理者協議会・大宮警察署

問 本庁 生活環境課生活環境G ☎52-1111 内線113